

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 1 月 10 日 (火) 第3278号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 6
- 土地区画整理事業の換地処分 (都市計画課取扱い) 9

公

告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (生活・文化課取扱い) 9
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (2件)
(商工政策課取扱い) 10
- 一般競争入札公告 (かごしま県民交流センター取扱い) 11
- 落札者等の公告 (総務福利課取扱い) 14

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県選挙管理委員会委員の就任 (選挙管理委員会取扱い) 14
- 鹿児島県選挙管理委員会委員長の就任 (選挙管理委員会取扱い) 14

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 15

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 16

告 示

鹿児島県告示第7号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成29年 1 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8626	平成28年 12月21日	映 画	ワイセツ家族 やりまくり母と娘	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8627			ある歯科医の異常な愛	新日本映像		
8628			陶酔妻 白濁に濡れる柔肌	オーピー映画		
8629			A V 秘話 生肌狩り	新東宝映画		
8630			団地妻暴行 そそり立つ	新日本映像		
8631			女教師の秘密 縛ってあげる	オーピー映画		
8632			欲情人妻姉妹	新東宝映画		
8633			痴漢電車 極秘本番	新東宝映画		

8634		やわ乳太夫 月夜の恋わずらい	オーピー映画	
------	--	----------------	--------	--

鹿児島県告示第8号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成29年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25187	平成28年 12月21日	雑 誌	臨増ナックルズDX vol. 2 68517-21	ミリオン出版	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25188			麗人 1月号 09613-1	竹書房		
25189			ガトー 1月号 02619-01	一迅社		
25190			恋愛白書パステル 1月号 19625-01	宙出版		
25191			裏モノ JAPAN 1月号 01805-01	鉄人社		
25192			mini SUGAR 1月号 18425-01	秋水社		
25193			COMIC 高 1月号 03849-01	茜新社		
25194			アクションビザツ 1月号 11419-1	双葉社		

鹿児島県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年1月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	浦原喜界空港 線	大島郡喜界町大字山田字盛 原27番1地先から86番地先 まで	前	3.7～25.5	348.0
			後	3.7～25.5	348.0
			後	11.2～33.0	220.0

鹿児島県告示第10号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	いちき串	急・野元1，急・野元2，急・野元3，急・深田下1，急

	木野市	<p>・深田下2, 急・深田下3, 急・深田下4, 急・深田下5, 急・深田上1, 急・深田上2, 急・深田上3, 急・深田上4, 急・深田下6, 急・野下1, 急・野下2, 急・野下3, 急・薩摩山1, 急・金山下1, 急・金山下2, 急・金山下3, 急・金山下4, 急・金山下5, 急・金山下6, 急・勝利山1, 急・金山下7, 急・金山下8, 急・勝利山2, 急・金山下9, 急・金山1, 急・金山下10, 急・金山2, 急・金山3, 急・金山4, 急・金山5, 急・金山6, 急・金山7, 急・芹ヶ野1, 急・金山8, 急・金山9, 急・金山10, 急・金山11, 急・芹ヶ野2, 急・金山12, 急・芹ヶ野3, 急・金山13, 急・金山14, 急・金山15, 急・芹ヶ野4, 急・芹ヶ野5, 急・芹ヶ野6, 急・金山16, 急・金山17, 急・芹ヶ野7, 急・芹ヶ野8, 急・金山18, 急・金山19, 急・芹ヶ野9, 急・芹ヶ野10, 急・芹ヶ野11, 急・浜ヶ城1, 急・浜ヶ城2, 急・薩摩山2, 急・薩摩山3, 急・薩摩山4, 急・薩摩山5, 急・薩摩山6, 急・浜ヶ城3, 急・浜ヶ城4, 急・土川1, 急・土川2, 急・猪之鼻1, 急・猪之鼻2, 急・河原1, 急・白浜下1, 急・白浜上1, 急・白浜上2, 急・白浜上3, 急・松尾1, 急・野中楯1, 急・横須1, 急・横須2, 急・野中楯2, 急・平身1, 急・光瀬上1, 急・光瀬浦1, 急・萩元下1, 急・佐保井1, 急・佐保井3, 急・下手中1, 急・下手中2, 急・下手中3, 急・下手中4, 急・下手中5, 急・門前1, 急・島内1, 急・島内2, 急・中原1, 急・中原2, 急・中原3, 急・中原4, 急・中原5, 急・門前2, 急・平ノ木場1, 急・平ノ木場2, 急・平ノ木場3, 急・崎野1, 急・堀1, 急・堀2, 急・戸崎1, 急・松原1, 急・松原2, 急・中福良1, 急・松山1, 急・安茶1, 急・安茶2, 急・牛ノ江1, 急・牛ノ江2, 急・中組1, 急・中組2, 急・中組3, 急・中組4, 急・中組5, 急・中組6, 急・中組7, 急・中組8, 急・中組9, 急・陣ヶ迫1, 急・宇都1, 急・上野西1, 急・内門1, 急・内門2, 急・内門3, 急・中ノ平1, 急・中ノ平2, 急・中ノ平3, 急・木場1, 急・木場2, 急・木場3, 急・木場4, 急・木場5, 急・木場6, 急・内門4, 急・平木場1, 急・平木場2, 急・平木場3, 急・平木場4, 急・平木場5, 急・平木場6, 急・平木場7, 急・舟川1, 急・舟川2, 急・舟川3, 急・舟川4, 急・舟川5, 急・舟川6, 急・舟川7, 急・舟川8, 急・舟川9, 急・舟川10, 急・舟川11, 急・福ヶ野1, 急・中ノ平4, 急・松比良1, 急・松比良2及び急・松比良3</p>
土石流	いちき串 木野市	<p>土・平江1, 土・平江2, 土・深田下1, 土・深田下2, 土・深田下3, 土・深田下4, 土・平江3, 土・深田上1, 土・野下1, 土・金山下1, 土・金山下2, 土・金山下3, 土・勝利山1, 土・金山1, 土・金山下4, 土・金山2, 土・金山3, 土・金山4, 土・金山5, 土・勝利山2, 土・金山6, 土・芹ヶ野1, 土・金山7, 土・芹ヶ野2, 土・芹ヶ野3, 土・芹ヶ野4, 土・金山8, 土・金山9, 土・芹ヶ野5, 土・芹ヶ野6, 土・芹ヶ野7, 土・芹ヶ野8, 土・芹ヶ野9, 土・芹ヶ野10, 土・浜ヶ城1, 土・薩摩山</p>

		1, 土・薩摩山2, 土・薩摩山3, 土・薩摩山4, 土・薩摩山5, 土・薩摩山6, 土・土川1, 土・平山1, 土・野中梶1, 土・河原1, 土・河原2, 土・白浜下1, 土・猪之鼻1, 土・白浜上1, 土・松尾1, 土・松尾2, 土・松尾3, 土・松尾4, 土・海土迫1, 土・三瀬下1, 土・三瀬上1, 土・萩元下1, 土・萩元下2, 土・萩元下3, 土・木場迫1, 土・中組1, 土・中組2, 土・上野西1, 土・中ノ平1, 土・中ノ平2, 土・木場1, 土・木場2, 土・木場3, 土・平木場1, 土・平木場2, 土・平木場3, 土・舟川1, 土・舟川2, 土・舟川3, 土・舟川4, 土・舟川5, 土・船川7及び土・舟川6
--	--	---

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第11号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	いちき串木野市	急・薩摩山7, 急・薩摩山8, 急・薩摩山9, 急・上名1, 急・上名2, 急・上名3, 急・河内1, 急・河内2, 急・河内3, 急・河内4, 急・河内5, 急・河内6, 急・生福1, 急・荒川5, 急・荒川6, 急・荒川7, 急・荒川8, 急・荒川9, 急・荒川10, 急・荒川11, 急・湊町1, 急・湊町2, 急・湊町3, 急・湊町4, 急・湊町5, 急・湊町6, 急・生福2, 急・生福3, 急・生福4, 急・生福5, 急・生福6, 急・生福7, 急・生福8, 急・生福9, 急・生福10, 急・冠岳1, 急・冠岳2, 急・生福11, 急・生福12, 急・上名4, 急・上名5, 急・袴田1, 急・上名6, 急・袴田2, 急・袴田3, 急・照島1, 急・荒川1, 急・荒川2, 急・荒川3, 急・荒川4, 急・上名7, 急・上名8, 急・上名9, 急・港町1, 急・栄町1, 急・浦和町1, 急・浦和町2, 急・新生町1, 急・小瀬町1, 急・恵比須町1, 急・別府1, 急・別府2, 急・別府3, 急・別府4, 急・八房1, 急・照島2, 急・海瀬1, 急・八房2, 急・海瀬2, 急・海瀬3, 急・日出町1, 急・薩摩山10, 急・三井1, 急・生福13, 急・生福14, 急・生福15, 急・生福16, 急・生福17, 急・生福18, 急・生福19, 急・生福20, 急・生福21, 急・生福22, 急・生福23, 急・生福24, 急・生福25, 急・生福26, 急・生福27, 急・生福28, 急・冠岳3, 急・冠岳5, 急・冠岳6, 急・冠岳7, 急・冠岳8, 急・冠岳9, 急・冠岳10, 急・冠岳11, 急・冠岳12, 急・冠岳13, 急・冠岳14, 急・生福29, 急・生福30, 急・生福31, 急・高見町1, 急・住吉町1, 急・生福32, 急・別府5, 急・冠岳15, 急・冠岳16, 急・冠岳17, 急・冠岳18, 急・冠岳19, 急・冠岳20, 急・冠岳21, 急・冠岳22, 急・

冠岳23, 急・冠岳24, 急・冠岳25, 急・冠岳26, 急・冠岳27, 急・冠岳28, 急・冠岳29, 急・冠岳30, 急・冠岳31, 急・生福33, 急・袴田4, 急・袴田5, 急・冠岳32, 急・冠岳33, 急・冠岳34, 急・冠岳35, 急・深田上5, 急・野元3, 急・深田下1, 急・深田下2, 急・深田下3, 急・深田下4, 急・深田下5, 急・深田上1, 急・深田上2, 急・深田上3, 急・深田上4, 急・東島平町1, 急・深田下6, 急・野下2, 急・野下3, 急・薩摩山1, 急・金山下1, 急・金山下3, 急・金山下4, 急・金山下5, 急・金山下6, 急・勝利山1, 急・金山下7, 急・荒川12, 急・荒川13, 急・荒川14, 急・荒川15, 急・荒川16, 急・荒川17, 急・荒川18, 急・荒川19, 急・荒川20, 急・荒川21, 急・荒川22, 急・荒川23, 急・荒川24, 急・荒川25, 急・荒川26, 急・荒川27, 急・荒川28, 急・荒川29, 急・荒川30, 急・野下4, 急・金山7, 急・芹ヶ野1, 急・金山8, 急・金山9, 急・金山10, 急・金山11, 急・芹ヶ野2, 急・芹ヶ野3, 急・金山13, 急・芹ヶ野4, 急・芹ヶ野5, 急・芹ヶ野6, 急・芹ヶ野12, 急・金山17, 急・芹ヶ野7, 急・芹ヶ野8, 急・金山18, 急・金山19, 急・芹ヶ野9, 急・芹ヶ野10, 急・芹ヶ野11, 急・浜ヶ城1, 急・浜ヶ城2, 急・薩摩山2, 急・薩摩山3, 急・薩摩山12, 急・薩摩山6, 急・白浜1, 急・白浜2, 急・白浜3, 急・松尾1, 急・横須2, 急・横須5, 急・冠岳4, 急・勝利山3, 急・金山下11, 急・猪之鼻3, 急・冠岳36, 急・冠岳37, 急・冠岳38, 急・冠岳39, 急・生福34, 急・冠岳40, 急・金山20, 急・金山下12, 急・薩摩山11, 急・野元1, 急・野元2, 急・野下1, 急・金山下2, 急・金山下8, 急・金山下9, 急・金山1, 急・金山下10, 急・金山2, 急・金山3, 急・金山4, 急・金山5, 急・金山6, 急・金山12, 急・金山15, 急・金山16, 急・薩摩山4, 急・薩摩山5, 急・浜ヶ城4, 急・土川1, 急・土川2, 急・猪之鼻1, 急・猪之鼻2, 急・冠岳41, 急・冠岳42, 急・冠岳43, 急・冠岳44, 急・金山下13, 急・荒川31, 急・荒川32, 急・荒川33, 急・河原1, 急・白浜4, 急・白浜5, 急・野中楯1, 急・野中楯2, 急・横須1, 急・野中楯3, 急・平身1, 急・光瀬下1, 急・光瀬上1, 急・光瀬浦1, 急・萩元下1, 急・野下5, 急・野下6, 急・金山下14, 急・荒川34, 急・荒川35, 急・白浜6, 急・松尾2, 急・横須3, 急・光瀬上2, 急・横須4, 急・佐保井1, 急・駅前1, 急・佐保井3, 急・下手中1, 急・下手中2, 急・下手中3, 急・下手中4, 急・下手中5, 急・門前1, 急・島内1, 急・島内2, 急・中原1, 急・下手中6, 急・中原2, 急・中原3, 急・中原4, 急・中原5, 急・門前2, 急・平ノ木場1, 急・平ノ木場2, 急・平ノ木場3, 急・堀1, 急・堀2, 急・戸崎1, 急・松原1, 急・松原2, 急・中福良1, 急・松山1, 急・安茶1, 急・安茶2, 急・牛ノ江1, 急・牛ノ江2, 急・中組1, 急・中組2, 急・中組3, 急・中組4, 急・中組5, 急・中組6, 急・中組7, 急・中組8, 急・中組10, 急・中組9, 急・陣ヶ迫1, 急・宇都1, 急・宇都2, 急・内門1, 急・内門2,

		急・内門3, 急・内門5, 急・中ノ平1, 急・中ノ平2, 急・中ノ平3, 急・中ノ平5, 急・木場1, 急・木場2, 急・木場3, 急・木場4, 急・木場5, 急・木場6, 急・内門4, 急・平木場1, 急・平木場2, 急・平木場3, 急・平木場4, 急・平木場5, 急・平木場6, 急・平木場7, 急・舟川1, 急・舟川2, 急・舟川3, 急・舟川4, 急・舟川5, 急・舟川6, 急・舟川7, 急・舟川8, 急・舟川9, 急・舟川10, 急・舟川11, 急・福ヶ野1, 急・中ノ平4, 急・松比良1, 急・松比良2, 急・松比良3, 急・舟川12, 急・木場7, 急・舟川13, 急・中ノ平6, 急・中ノ平7, 急・中ノ平8及び急・松比良4
土石流	いちき串木野市	土・上名1, 土・河内1, 土・河内2, 土・河内3, 土・海瀬1, 土・海瀬2, 土・荒川1, 土・荒川2, 土・荒川3, 土・荒川4, 土・荒川5, 土・荒川6, 土・荒川7, 土・荒川8, 土・荒川9, 土・荒川10, 土・荒川11, 土・荒川12, 土・荒川13, 土・荒川14, 土・荒川15, 土・荒川16, 土・生福1, 土・生福2, 土・生福3, 土・生福4, 土・冠岳1, 土・冠岳2, 土・冠岳3, 土・冠岳4, 土・冠岳5, 土・冠岳6, 土・冠岳7, 土・冠岳8, 土・冠岳9, 土・冠岳10, 土・冠岳11, 土・冠岳12, 土・冠岳13, 土・冠岳14, 土・冠岳15, 土・冠岳16, 土・平江1, 土・平江2, 土・深田下1, 土・深田下2, 土・深田下3, 土・上名2, 土・河内4, 土・冠岳17, 土・冠岳18, 土・冠岳19, 土・冠岳20, 土・冠岳21, 土・生福5, 土・深田下4, 土・平江3, 土・深田上1, 土・野下1, 土・金山下1, 土・金山下3, 土・勝利山1, 土・金山1, 土・金山2, 土・金山3, 土・勝利山2, 土・金山6, 土・芹ヶ野1, 土・芹ヶ野4, 土・芹ヶ野5, 土・芹ヶ野6, 土・芹ヶ野7, 土・芹ヶ野8, 土・芹ヶ野9, 土・芹ヶ野10, 土・浜ヶ城1, 土・薩摩山1, 土・薩摩山2, 土・薩摩山3, 土・薩摩山4, 土・金山下2, 土・金山下4, 土・金山4, 土・金山5, 土・金山7, 土・芹ヶ野2, 土・芹ヶ野3, 土・金山8, 土・金山9, 土・薩摩山5, 土・薩摩山6, 土・土川1, 土・平山1, 土・野中楯1, 土・河原1, 土・河原2, 土・白浜1, 土・白浜2, 土・白浜3, 土・松尾1, 土・松尾2, 土・松尾3, 土・松尾4, 土・海土泊1, 土・光瀬下1, 土・光瀬上1, 土・萩元下1, 土・萩元下2, 土・萩元下3, 土・木場迫1, 土・中組1, 土・中組2, 土・宇都1, 土・中ノ平1, 土・中ノ平2, 土・木場1, 土・木場2, 土・木場3, 土・平木場1, 土・平木場2, 土・平木場3, 土・舟川1, 土・舟川2, 土・舟川3, 土・舟川4, 土・舟川7, 土・舟川5及び土・舟川6

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第12号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項につ

いては、次の図のとおりとする。

平成29年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	いちき串木野市	急・薩摩山7, 急・薩摩山8, 急・薩摩山9, 急・上名1, 急・上名2, 急・上名3, 急・河内1, 急・河内2, 急・河内3, 急・河内4, 急・河内5, 急・河内6, 急・生福1, 急・荒川5, 急・荒川6, 急・荒川7, 急・荒川8, 急・荒川9, 急・荒川10, 急・荒川11, 急・湊町1, 急・湊町2, 急・湊町3, 急・湊町4, 急・湊町5, 急・湊町6, 急・生福2, 急・生福3, 急・生福4, 急・生福5, 急・生福6, 急・生福7, 急・生福8, 急・生福9, 急・生福10, 急・冠岳1, 急・冠岳2, 急・生福11, 急・生福12, 急・上名4, 急・上名5, 急・袴田1, 急・上名6, 急・袴田2, 急・袴田3, 急・照島1, 急・荒川1, 急・荒川2, 急・荒川3, 急・荒川4, 急・上名7, 急・上名8, 急・上名9, 急・栄町1, 急・浦和町1, 急・浦和町2, 急・新生町1, 急・小瀬町1, 急・恵比須町1, 急・別府1, 急・別府2, 急・別府3, 急・別府4, 急・八房1, 急・照島2, 急・海瀬1, 急・八房2, 急・海瀬2, 急・海瀬3, 急・薩摩山10, 急・三井1, 急・生福13, 急・生福14, 急・生福15, 急・生福16, 急・生福17, 急・生福18, 急・生福19, 急・生福20, 急・生福21, 急・生福22, 急・生福23, 急・生福24, 急・生福25, 急・生福26, 急・生福27, 急・生福28, 急・冠岳3, 急・冠岳5, 急・冠岳6, 急・冠岳7, 急・冠岳8, 急・冠岳9, 急・冠岳10, 急・冠岳11, 急・冠岳12, 急・冠岳13, 急・冠岳14, 急・生福29, 急・生福30, 急・生福31, 急・高見町1, 急・住吉町1, 急・生福32, 急・別府5, 急・冠岳15, 急・冠岳16, 急・冠岳17, 急・冠岳18, 急・冠岳19, 急・冠岳20, 急・冠岳21, 急・冠岳22, 急・冠岳23, 急・冠岳24, 急・冠岳25, 急・冠岳26, 急・冠岳27, 急・冠岳28, 急・冠岳29, 急・冠岳30, 急・冠岳31, 急・生福33, 急・袴田4, 急・袴田5, 急・冠岳32, 急・冠岳33, 急・冠岳34, 急・冠岳35, 急・深田上5, 急・野元3, 急・深田下1, 急・深田下2, 急・深田下3, 急・深田下4, 急・深田下5, 急・深田上1, 急・深田上2, 急・深田上3, 急・深田上4, 急・東島平町1, 急・深田下6, 急・野下2, 急・野下3, 急・薩摩山1, 急・金山下1, 急・金山下3, 急・金山下4, 急・金山下5, 急・金山下6, 急・勝利山1, 急・金山下7, 急・荒川12, 急・荒川13, 急・荒川14, 急・荒川15, 急・荒川16, 急・荒川17, 急・荒川18, 急・荒川19, 急・荒川20, 急・荒川21, 急・荒川22, 急・荒川23, 急・荒川24, 急・荒川25, 急・荒川26, 急・荒川27, 急・荒川28, 急・荒川29, 急・荒川30, 急・野下4, 急・金山7, 急・芹ヶ野1, 急・金山8, 急・金山9, 急・金山10, 急・金山11, 急・芹ヶ野2, 急・芹ヶ野3, 急・金山13, 急・芹ヶ野4, 急・芹ヶ野5, 急・芹ヶ野6, 急・芹ヶ野

		<p>12, 急・金山17, 急・芹ヶ野7, 急・芹ヶ野8, 急・金山18, 急・金山19, 急・芹ヶ野9, 急・芹ヶ野10, 急・芹ヶ野11, 急・浜ヶ城1, 急・浜ヶ城2, 急・薩摩山2, 急・薩摩山3, 急・薩摩山12, 急・薩摩山6, 急・白浜1, 急・白浜2, 急・白浜3, 急・松尾1, 急・横須2, 急・横須5, 急・冠岳4, 急・勝利山3, 急・金山下11, 急・猪之鼻3, 急・冠岳36, 急・冠岳37, 急・冠岳38, 急・冠岳39, 急・生福34, 急・冠岳40, 急・金山20, 急・金山下12, 急・薩摩山11, 急・野元1, 急・野元2, 急・野下1, 急・金山下2, 急・金山下8, 急・金山下9, 急・金山1, 急・金山下10, 急・金山2, 急・金山3, 急・金山4, 急・金山5, 急・金山6, 急・金山12, 急・金山15, 急・金山16, 急・薩摩山4, 急・薩摩山5, 急・浜ヶ城4, 急・土川1, 急・土川2, 急・猪之鼻1, 急・猪之鼻2, 急・冠岳41, 急・冠岳42, 急・冠岳43, 急・冠岳44, 急・金山下13, 急・荒川31, 急・荒川32, 急・荒川33, 急・河原1, 急・白浜4, 急・白浜5, 急・野中楯1, 急・野中楯2, 急・横須1, 急・野中楯3, 急・平身1, 急・光瀬下1, 急・光瀬上1, 急・光瀬浦1, 急・萩元下1, 急・野下5, 急・野下6, 急・金山下14, 急・荒川34, 急・荒川35, 急・白浜6, 急・松尾2, 急・光瀬上2, 急・横須4, 急・佐保井1, 急・駅前1, 急・佐保井3, 急・下手中1, 急・下手中2, 急・下手中3, 急・下手中4, 急・下手中5, 急・門前1, 急・島内1, 急・島内2, 急・中原1, 急・下手中6, 急・中原2, 急・中原3, 急・中原4, 急・中原5, 急・門前2, 急・平ノ木場1, 急・平ノ木場2, 急・平ノ木場3, 急・堀1, 急・堀2, 急・戸崎1, 急・松原1, 急・松原2, 急・中福良1, 急・松山1, 急・安茶1, 急・安茶2, 急・牛ノ江1, 急・牛ノ江2, 急・中組1, 急・中組2, 急・中組3, 急・中組4, 急・中組5, 急・中組6, 急・中組7, 急・中組8, 急・中組10, 急・中組9, 急・陣ヶ迫1, 急・宇都1, 急・宇都2, 急・内門1, 急・内門2, 急・内門3, 急・内門5, 急・中ノ平1, 急・中ノ平2, 急・中ノ平3, 急・中ノ平5, 急・木場1, 急・木場2, 急・木場3, 急・木場4, 急・木場5, 急・木場6, 急・内門4, 急・平木場1, 急・平木場2, 急・平木場3, 急・平木場4, 急・平木場5, 急・平木場6, 急・平木場7, 急・舟川1, 急・舟川2, 急・舟川3, 急・舟川4, 急・舟川5, 急・舟川6, 急・舟川7, 急・舟川8, 急・舟川9, 急・舟川10, 急・舟川11, 急・福ヶ野1, 急・中ノ平4, 急・松比良1, 急・松比良2, 急・松比良3, 急・舟川12, 急・木場7, 急・舟川13, 急・中ノ平6, 急・中ノ平7, 急・中ノ平8及び急・松比良4</p>
土石流	いちき串木野市	<p>土・上名1, 土・河内1, 土・河内3, 土・海瀬2, 土・荒川1, 土・荒川2, 土・荒川3, 土・荒川4, 土・荒川5, 土・荒川6, 土・荒川7, 土・荒川9, 土・荒川10, 土・荒川11, 土・荒川12, 土・荒川13, 土・荒川15, 土・荒川16, 土・生福1, 土・生福2, 土・生福3, 土・生福4, 土・冠岳1, 土・冠岳3, 土・冠岳4, 土・冠岳5, 土・冠岳7, 土・冠岳8, 土・冠岳10, 土・冠岳11, 土・</p>

	冠岳12, 土・冠岳13, 土・冠岳15, 土・冠岳16, 土・平江2, 土・深田下1, 土・深田下3, 土・上名2, 土・冠岳17, 土・冠岳18, 土・冠岳19, 土・冠岳20, 土・冠岳21, 土・生福5, 土・深田下4, 土・平江3, 土・深田上1, 土・金山下1, 土・金山下3, 土・金山1, 土・金山2, 土・金山3, 土・勝利山2, 土・金山6, 土・芹ヶ野1, 土・芹ヶ野4, 土・芹ヶ野5, 土・芹ヶ野6, 土・芹ヶ野7, 土・芹ヶ野8, 土・芹ヶ野9, 土・芹ヶ野10, 土・浜ヶ城1, 土・薩摩山1, 土・薩摩山2, 土・薩摩山3, 土・薩摩山4, 土・金山下2, 土・金山下4, 土・金山4, 土・金山5, 土・芹ヶ野2, 土・芹ヶ野3, 土・金山8, 土・金山9, 土・薩摩山5, 土・薩摩山6, 土・土川1, 土・平山1, 土・河原1, 土・河原2, 土・白浜3, 土・松尾1, 土・松尾2, 土・松尾3, 土・松尾4, 土・海土泊1, 土・光瀬下1, 土・光瀬上1, 土・萩元下1, 土・萩元下2, 土・萩元下3, 土・中組2, 土・宇都1, 土・中ノ平1, 土・木場1, 土・平木場3, 土・舟川1, 土・舟川2, 土・舟川3, 土・舟川4, 土・舟川7, 土・舟川5及び土・舟川6
--	--

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第13号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、鹿児島市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成29年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 土地区画整理事業の名称
鹿児島都市計画事業原良第三地区土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日
平成28年11月27日

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成29年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成29年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 調達をする物品等の種類
かごしま県民交流センターで使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。
(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等
- 競争入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
- 資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
- 鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
- 平成29年 1 月 10 日から同月 31 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
- 次のア又はイに該当する者は，入札参加資格審査を受けることができない。
- ア 資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
- イ 電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者でない者
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
- 入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格を取得した日から平成30年 9 月 30 日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
- 競争入札を行う場合は，鹿児島県公報により公告する。
-

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により西之表市長から次のとおり意見を聴取したので，当該意見を平成29年 1 月 10 日から 1 月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

平成29年 1 月 10 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- ドラッグコスモス西之表店
西之表市西之表字上ノ河16064番 4 外
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
- (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年 8 月 3 日
- (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年 8 月 3 日
- 3 意見の概要

平成28年8月19日付けにて公告された「ドラッグコスモス西之表店」の届出の概要等について、添付書類の「変更届出書」参考のうえ検討いたしました。今後も引き続き店舗周辺地域の生活環境保持について格別の配慮を頂けたら問題のないことを回答いたします。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により中種子町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成29年1月10日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

平成29年1月10日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス中種子店
熊毛郡中種子町野間字野別府5121番 外11筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年8月3日
 - (2) 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成28年8月3日
- 3 意見の概要
特に問題なし。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年1月10日

かごしま県民交流センター副館長 飯山寿史

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称
かごしま県民交流センターで使用する電気
 - (2) 購入をする物品等の数量
年間予想使用電力量 2,969,000キロワットアワー
 - (3) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (4) 需要場所
入札説明書による。
 - (5) 供給期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
 - (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年1月10日から同月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年2月20日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年2月21日午前10時30分
イ 場所 かごしま県民交流センター東棟4階小研修室第3

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成29年1月20日午後2時30分
イ 場所 かごしま県民交流センター東棟4階小研修室第3

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

ファックス番号 099-221-6640

13 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札に係る契約は、平成29年4月1日に確定する。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center Estimated
2,969,000kWh
- (2) DELIVERY PERIOD:
From 1 April 2017 through 31 March 2018
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 20 February 2017
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Citizens Exchange Division
Kagoshima Prefectural Citizens Exchange Center
14-50 Yamashitacho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 892-0816 Japan
TEL 099-221-6602
FAX 099-221-6640

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 1 月 10 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
校務用パソコンの賃貸借 900台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年12月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
88,847,280円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年11月1日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第2号

平成28年12月22日に次の者が鹿児島県選挙管理委員会委員に就任した。

平成29年 1 月 10 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

住 所	氏 名
鹿児島市鴨池新町31番10号	鎌田 六郎
鹿児島市伊敷台三丁目15-22	前田 和博
鹿児島市吉野町2808-5	永山 恵子
霧島市溝辺町有川117-25	福永 秀則

鹿児島県選挙管理委員会告示第3号

平成28年12月22日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成29年 1 月 10 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

住所 鹿児島市鴨池新町31番10号
氏名 鎌田六郎

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 1 号

平成28年10月 7 日付け監査第58号の監査結果に基づき、平成28年12月 8 日付け鹿公委会第 2 号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年 1 月 10 日

鹿児島県監査委員 田 中 和 彦
同 大 菌 豊
同 禧 久 伸一郎
同 ふくし山ノブスケ

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
警察本部	放置違反金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。	督促状や催告状及び財産差押予告通知書の発出や戸別訪問、電話による催促を行っているほか、財産の差押えを実施している。
	平成26年度の旅費を、平成27年度に支出・返納しているものがある。	旅費システム入力要領の教養と入力者以外の複数人によるチェックに努めている。
	1 公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。 2 交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。	1 事故当事者に対する再発防止に向けた実技指導を実施した。 2 若手職員を対象に車両点検要領、乗車前の目視確認要領、車両の死角体験等の教養を実施した。 3 出発直前に安全運転管理者や幹部による指示・指導を実施している。 4 県警全体の取り組みとして昨年に引き続き県下警察安全運転競技会を開催したほか、今年度から警察学校初任科生に対する四輪自動車運転訓練を実施している。
奄美警察署	交通事故により、公用車に損害が発生している。	1 事故当事者に対する再発防止に向けた実技指導を実施した。 2 毎週、幹部立会いによる車両点検を実施し、車両の適切な取扱い及び安全運転意識の醸成を図った。 3 本部警務課員による若手警察官を対象とした集合教養及び実技指導を実施した。 4 警察学校を卒業し配置された警察官に対す

		る実技指導を実施した。
	パソコンの物品事故が複数あり、損害が発生している。	パソコン操作中（画面を開いた状態）の飲食を禁止し、併せて、幹部による注意喚起を行い管理の徹底を図っている。

公安委員会規則

鹿児島県警の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月10日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第1号

鹿児島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察の組織に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「被疑者取調べの監督」を「被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置」に改める。

第5条中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県警察の組織に関する規則の規定は、平成28年12月26日から適用する。